

三次市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和4年5月19日(木)
開会 午前10時00分
閉会 午前11時00分
- 2 会 場 三次市役所本館 6階602会議室
- 3 出席委員 教 育 長 迫 田 隆 範
委 員 小 根 森 直 子
委 員 深 水 顕 真
委 員 井 岡 直 美
委 員 藤 井 皇 治 郎
- 4 出席職員 教 育 次 長 甲 斐 和 彦
学校教育課長 中 村 徳 子
教育委員会事務局付課長 藤 本 裕 佳 里
文化と学びの課長 古 矢 俊 彦
文化と学びの課主任 畝 岡 あ き
- 5 議事日程
- (1) 議案第7号 令和4年度三次市就学指導委員会委員の任命について(非公開)
 - (2) 議案第8号 令和4年度三次市立小中学校の学校評議員の解嘱及び委嘱について(非公開)
 - (3) 議案第9号 令和5年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の三次市採択基本方針について(公開)
 - (4) 議案第10号 令和4年度6月補正予算について(非公開)
 - (5) 報告1 (仮称)三次市新学校給食調理場運営検討委員会設置要綱について(公開)

文化と学びの課長 ただいまから教育委員会会議を開催する。教育長の報告をお願いする。
迫田教育長 前回の教育委員会会議以降の状況について、4点ご報告をさせていただく。

1点目は、奥田小由女先生文化勲章受章記念行事についてである。

4月29日午後、市民ホールきりりにおいて、記念行事を開催した。当日は湯崎英彦広島県知事をはじめとした多くのご来賓の皆様、県内外から約750名の方に来場をしていただき、盛会に終えることができた。前日の4月28日には、奥田元宋・小由女美術館において、企画展「文化勲章受章記念 奥田小由女展一元宋作品とともに」の開会式を行い、6月14日までの会期で現在開会中である。

併せて、三良坂平和美術館では、「飯田泰子展」を6月5日まで開催している。これは、木彫に細密な着色で表現された鳥や、和紙、真鍮、木などを使って精巧に作られた花などを見ることができる。

美術館あーとあい・きさでは、県北在住の写真愛好家2人の個性豊かな写真を展示した「井上直樹・立花敏之二人展ー故郷の景色ー」という企画展を6月5日まで開催している。

2点目は市議会臨時会についてである。

5月13日に臨時議会が開催された。議長及び副議長の選挙が行われ、議長には山村恵美子議員、副議長には藤井憲一郎議員が新たに就任された。また、各常任委員会の選任も行われた。

続いて、3点目は学校施設整備についてである。

三次市小学校の校舎の改築工事について、今年度は基本構想、基本設計、実施設計という順に進めることとしている。5月11日に校区の自治会組織を初めとした地域関係者の皆様に、今年度の取組計画について説明を行った。また、5月27日には小学校の近隣住民の方を対象に説明会を行う予定である。

この設計については、プロポーザル方式で行う予定としており、現在、その実施日程や設計者選考審査委員会の構成等について内部での調整を行っているところである。

4点目は、小中学校の状況と学校訪問についてである。

5月1日付で今年度の本市の学級数、職員定数について確定した。小学校は全21校で児童数は2457名であり、この内、通常学級は合わせて134学級、特別支援学級は17校で合わせて30学級である。中学校については、生徒数は12校で1099名、通常学級が49学級、特別支援学級が11校で合わせて16学級である。

5月11日から今月中に、市内小中学校の学校訪問を行っているところである。過去2年間はコロナ対策ということで実施できていなかったが、今年度は感染症対策を徹底した上で、人数制限や時間を最小限にして、訪問している。委員の皆様にも可能な範囲で同行していただいている。今後も共に学校状況を把握していくということで、ご協力をお願いします。

文化と学びの課長 本日の会議は全員出席のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本教育委員会会議が成立していることを確認する。それでは、以降の進行を教育長をお願いします。

迫田教育長 これから議事に移る。

まず、本日の議案についてお諮りする。

教育委員会会議開催通知並びに告示において、議案第9号の名称を「令和5年度使用教科用図書の三次市採択基本方針について」としていたが、「令和5年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の三次市採択基本方針について」と修正し、議題とすることについてご了承いただけるか。

委員一同 一異議なし

迫田教育長 続いて、本日の議案について、議案第7号及び議案第8号は人事案件のため、議案第10号は議会上程前の議案関連案件のため、公開になじまないものとする。については、三次市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により非公開が適当と考えるがいかがか。

委員一同 一異議なし

迫田教育長 それでは、議案第7号と議案第8号及び議案第10号については非公開とし、議案第9号と報告1については公開とする。

本日の教育委員会会議へは傍聴の申し出がある。傍聴の申出者は、三次市教育委員会傍聴規則第2条の規定による傍聴の手続きを行っていることと認め、三次市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により傍聴を許可す

る。傍聴の申し出があるため、公開案件である議案第9号と報告1を先に審議することとしてよろしいか。

委員一同 一異議なし一

迫田教育長 それでは、まず公開案件から審議する。ただいまから会議を公開とする。

一傍聴人入室一

迫田教育長 傍聴の方は、お渡ししている注意事項をよくお読みいただき、静粛に傍聴していただくようお願いする。

それでは、議案第9号 令和5年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の三次市採択基本方針について審議を行う。事務局の説明を求める。

教育委員会事務局付課長 令和5年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の三次市採択基本方針を別紙のとおり提案する。

三次市教科用図書採択を、令和5年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の三次市採択基本方針に基づき行いたいと考える。基本方針について、1にあるように、教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、三次市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択することとしている。

今年度採択するのは、令和5年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の内、小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の内の学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書、いわゆる一般図書についてである。

2ページ目、2(3)をご覧ください。学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について説明している。

ア 文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、次の場合には学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を採択する。(ア)小中学校等の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合に検定済教科用図書を使用することが適当でない場合、(イ)特別支援学校の小・中学部において、検定済教科用図書又は著作教科用図書のない場合、(ウ)特別支援学校の小・中

学部において、重複障害を有する児童生徒について特別の教育課程を編成する場合に、検定済教科用図書又は著作教科用図書を使用することが適当でない場合、また、イ 各学校は、教科書選定会議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を採択権者に提出すること、としている。なお、教科書採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条により、広島県の教育委員会が行う指導、助言または援助により、種目ごとに一種の教科用図書について行うこととなっている。本基本方針については、別紙広島県教育委員会通知「令和5年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について」に基づき、作成している。

迫田教育長 質問、意見等あればお願いします。

小根森委員 1の(4)のウに、その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について検討すること、とあるが、これは例えばどんなことが含まれているのか。

教育委員会事務局付課長 開かれた採択の推進ということで、採択結果について情報をしっかり公開していくということで、ホームページ等で文書を掲載している。

小根森委員 検討する、ということはどういうことか。検討の余地があるということか。

教育委員会事務局付課長 例年ホームページに掲載しているが、本年度も掲載する。

小根森委員 広島県教育委員会の方も検討することとある。何か難しいことがあったのかと思い、聞いてみた。

教育委員会事務局付課長 本年度は特別支援学級の採択のみであるが、昨年度までは通常学級の教科書採択も行ってた。これについて三次市では、情報公開をホームページ等においてしっかり行ってきた。他市町においては情報を公開していないところもあったと聞いているが、三次市については公開してきている経緯がある。

迫田教育長 できるだけ情報は公開するというので、それぞれ市町の判断によるが、本市は積極的に公開を進めてきている。

迫田教育長 その他なければ、議案第9号についてはよろしいか。

委員一同 一異議なし

迫田教育長 続いて、報告1（仮称）三次市新学校給食調理場運営検討委員会設置要綱の制定について、事務局の説明を求める。

学校教育課長 報告1（仮称）三次市新学校給食調理場運営検討委員会設置要綱を制定する告示について報告する。

本要綱は、新学校給食調理場の令和5年度2月からの供用開始に向け、その適正かつ円滑な運営に必要な事項について協議検討を行うため、（仮称）三次市新学校給食調理場運営検討委員会を設置するものである。委員会では、第2条にあるように、(1) 衛生・安全に関すること、(2) 給食費に関すること、(3) その他必要な事項に関することについて協議を行う。委員会の委員は、(1) 小中学校のPTAの代表者、(2) 学識経験を有するもの、(3) 関係行政機関の職員、(4) その他教育委員会が必要と認める者である。(3)の関係行政機関の職員については、旧市内の調理場長、デリバリー給食実施校の校長、養護教諭、栄養教諭、調理員から各2名である。また、(2)の学識経験者については、調理学、給食経営管理がご専門の県立広島大学人間科学部健康科学科の杉山寿美教授にご就任いただく予定である。この要綱の施行期日は令和4年5月6日である。

迫田教育長 ただいまの報告に係り、質問等あればお願いします。

藤井委員 第3条、委員会の委員について、関係行政機関の職員として充てられているにも関わらず、メンバーの中にいらっしやらないことが過去にあった。もちろん配慮されているとは思いますが、挙げられた以上、ちゃんとその方が入られるようお願いしたい。

迫田教育長 そのことについては、確認をさせていただきながら進めていく。

深水委員 15人という人数には根拠があるのか。

学校教育課長 現在、各調理場にも運営委員会を設置している。そこでの人数が15人であり、同様の人数で15人と設定している。

小根森委員 15名の委員について、決まっている範囲で教えていただきたい。

学校教育課長 (1)の小中学校のPTAの代表者については、小学校及び中学校から各2名ずつ就任していただく予定である。(3)の関係行政機関の職員については、旧市内の調理場長、デリバリー給食実施校の校長、養護教諭、栄養教諭、調理員から各2名である。

小根森委員 調理場長は校長先生か。

学校教育課長 そうである。関係行政機関の構成については、旧市内の調理場6箇所から調理場長が2名、デリバリー給食実施校5校から校長が2名、養護教諭2名、栄養教諭2名、調理員（正規職員を想定）2名を考えている。

深水委員 PTAの代表者は当該校から必ずしも出るわけではないということか。

学校教育課長 PTAの代表者については、関係学校のPTAの代表者というわけではなく、小学校から2名、中学校から2名選出していただくよう考えている。

深水委員 該当する学校から互選するということか。これまでの共同調理場の要綱において15名であったため15名なのだと思うが、規模は大きくなっており、15名で良いのかという気もする。特にPTAは学校の保護者代表である。そこで絞り込むよりは、もう少し広くしたほうが意見をすくい上げられるのではないか。また、その2名の代表制をどう担保していくかもあるかと思うが、いかがか。

学校教育課長 関係校ということになるとかなり範囲が広くなり、11校の小中学校から出ていただくこととなる。そうすると人数も増えるため、議論を集約することがかなり難しくなるのではないかと危惧している。そのため、小中学校から各2名出ていただき、その方には関係する小中学校のPTAの方々と連携を取っていただきたい。また、また校長、調理場長が各2名おり、そこからも保護者の方々に連携をとっていただき、皆さんの意見をその時点で集約していただいた上で、議論、決定をしていきたいと考えている。

深水委員 なかなかPTA同士で連絡を取り合うことは難しいと思う。ある程度そこはお手伝いいただく必要があると考える。お手をかけるが、例えばこのもう1つ下の組織として、PTAの意見を挙げられるところがぜひ欲しい。また、実際に食べる子ども達の意見をどう吸い上げていくかという問題もある。確かに言われたとおり、例えば20人、30人となった場合、議論が広がりすぎるという点はあると思うが、PTAの代表制ということで、どのようにPTAの意見を集約するかという点については、ぜひ検討していただきたい。

学校教育課長 現在、各調理場にはそれぞれ運営委員会があるため、そこでも新調理場について議論していただき、そこで議論いただいた意見をこの運営検討委員

会に反映できればと考えている。また、デリバリー給食実施中学校については、毎月1回献立検討委員会がある。そこでは保護者の方をはじめ、当該中学校の養護教諭、栄養教諭、校長先生がおられるため、そのような場でデリバリー給食実施校からの意見を吸い上げ、運営検討委員会に幅広く反映させていきたいと考えている。

小根森委員 各調理場の運営委員会、新学校給食調理場運営検討委員会の他に、給食に関する委員会は何かあるか。生産者の方が参加するような会議はあるのか。

学校教育課長 新調理場における地産地消については、昨年度、安定調達連絡協議会を設置し、安定調達の仕組みについて決定をしたところである。これについては、6月～7月に生産者の方へ説明会を開催し、出荷者の募集を行うよう考えている。出荷者の募集を受け付けた後、その出荷者をメンバーとする出荷者協議会を立ち上げ、新学校給食調理場にどのように食材を調達していくのか、作付け等も含めて検討いただく。生産者については、出荷者協議会で生産者の方の意見を集約し、調理場と連携をとって新学校給食調理場の稼働に向けて共に取り組むよう考えている。

教育次長 補足になるが、学校給食の地産地消の推進について、食材をどこから納めてもらうかという点については、新学校給食調理場運営検討委員会で決めることになる。その新学校給食調理場運営検討委員会に対して、3月までに安定調達連絡協議会で議論していただいております。安定調達について議論していただいた内容を新学校給食調理場運営検討委員会に提案する予定である。いきなり新学校給食調理場運営検討委員会で、どのように三次市産の食材を調達するかを議論するのも難しい。1年かけて安定調達連絡協議会を立ち上げて、そこで議論していただいた内容を、今度、新学校給食調理場運営検討委員会へお諮りをするよう考えている。

小根森委員 今回の調理場の大きな特徴として、生産者の方、実際に食べる者、そして行政が一丸となつての調理場だと思う。運営委員会に協議会の意見を持つてくることはよくわかったが、運営委員会に1人でもそのメンバーの方が加わり、現場の声を聞いていただくことは難しいのか。

学校教育課長 安定調達連絡協議会については、メンバーの中に栄養教諭、調理員も含ま

れている。そのようなメンバーが運営検討委員会にも参加することにより、安全調達連絡協議会においてどのような議論がなされたのかということも運営検討委員会で共有もでき、運営検討委員会に安定調達の仕組みについてご説明をしてご承認をいただくこととなる。生産者と調理場の連携については、栄養教諭、調理員を中心にして行っていくよう考えている。

小根森委員 間に栄養教諭、調理員が入ってということだが、今後は三次市のこの調理場が生産者との関係性の強いものになって欲しいという思いがある。三次市市民の方においても、そのような思いの方が多いと思う。可能なら生産者の方1人でも参加できるように考えてもらいたい。

学校教育課長 先程申し上げたが、生産者協議会という、新調理場に食材を調達する生産者の組織も立ち上げる。そちらと新学校給食調理場運営検討委員会の連携については、教育委員会学校教育課において、どのように情報共有をしながら連携していくか検討し、取組を進めたいと考えている。

迫田教育長 ここで報告させていただいたのは新学校給食調理場の運営検討委員会についてである。これからどのような形でよりよいものにしていくかということについて、ご意見を賜ったものと理解させていただく。運営検討委員会の中で協議していただけると思うので、またご報告させていただき、よりよいものにしていく。

迫田教育長 その他なければ、報告1についてはよろしいか。

委員一同 一了承一

迫田教育長 ここからは非公開となるため、傍聴人には退室いただく。

—傍聴人退室—

議案第7号 令和4年度三次市就学指導委員会委員の任命について
(人事に関する案件のため非公開)

議案第8号 令和4年度三次市立小中学校の学校評議員の解嘱及び委嘱について
(人事に関する案件のため非公開)

議案第10号 令和4年度6月補正予算について
(議会上程前の議案関連案件のため非公開)

迫田教育長 これをもって本日の会議を終了する。